

平成二十九年五月二十三日受領  
答弁第三〇六号

内閣衆質一九三第三〇六号

平成二十九年五月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出日本を除く「G6」によるロシア非難決議における日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「G7（主要国首脳会議）」は、フランス共和国、アメリカ合衆国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、日本国、イタリア共和国及びカナダ並びに欧州連合の首脳が参加して開催される主要国首脳会議（以下「G7サミット」という。）を指すものと解しており、我が国はG7サミットの平成二十八年の議長国であった。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十六年三月二十四日にG7サミット参加七か国首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長により発出された「ハーグ宣言」では、「我々は、ロシアがその方向を変更し、G8で意味のある議論を行う環境に戻るまで、G8への参加を停止」することとしている。

三から七までについて

お尋ねの「激戦が続くシリア北部のアレッポ情勢について、人道支援のために即時停戦を求めるとともに、外交努力により平和的な解決を望むとする共同声明」は、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の有志の国々により発出されたものであり、他国の声明の一事についてコメントすることは差し控えたい。

いずれにせよ、我が国はG7サミット参加国及び欧州連合と平素から国際社会が抱える様々な課題に対処するために緊密に連携しており、御指摘の「このような批判」は当たらない。